

中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 7月

Contents

税務法規

1. 増値税改革の全国展開に係る徴収管理問題の公告(国家税務総局公告[2013]39号)
2. その他の通達

商務法規

1. クロスボーダー人民元決済の業務フローの簡素化及び関連の政策改善についての通達
2. その他の通達

税関法規

1. 中華人民共和国税関の平潭総合試験区に対する監督弁法(試行)(税関総署令「2013」208号)
2. 中華人民共和国税関の横琴新区に対する監督弁法(試行)(税関総署令「2013」209号)

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年7月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 7月 5日 第2013025号
- ▶ 2013年 7月 12日 第2013026号
- ▶ 2013年 7月 19日 第2013027号
- ▶ 2013年 7月 26日 第2013028号

Japan Business Servicesグループで、2013年7月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

- 1 「中国税务及投资法规速递」
- 2 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

- (中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE
- (英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税改革の全国展開に係る徴収管理問題の公告(国家税務総局公告 [2013]39号)

概要

2013年8月1日より開始される、増値税改革の円滑な全国規模での導入に向けて、2013年7月10日、国家税務総局は国家税務総局公告[2013]39号(以下は「39号通達」)を公表し、関連徴収管理事項を明確にした。

39号通達の要旨は以下のとおりである。

増値税発票

全国規模での増値税改革試行の実施日以降は、増値税納税者は道路及び内河貨物輸送業専門統一発票を発行することができない。

39号通達に規定される増値税納税者の発行する増値税発票に関する条件の要旨は以下のとおりである。

納税者種類	増値税納税者が従事する課税業務	発行する増値税発票の種類
増値税 一般納税者	貨物輸送サービス	貨物輸送業増値税専用発票或いは普通発票
	貨物輸送サービス以外のその他増値税課税項目	増値税専用発票或いは増値税普通発票。国際貨物輸送代理業務に従事する一般納税者は、六枚一式増値税専用発票或いは五枚一式増値税普通発票を使用する
	港湾埠頭サービス、貨物・旅客輸送場サービス、荷役運搬サービス、旅客輸送サービス	定額普通発票を使用することを選択できる
増値税 小規模納税者	貨物輸送サービス	普通発票。サービス販売者で貨物輸送業増値税専用発票を入手する必要がある場合には、納税者は主管税務機関に対して貨物輸送業増値税専用発票の代理発行の申請が可能である
	その他サービス(国際貨物輸送代理を含む)	普通発票

納税者は増値税試行実施前に、増値税試行に規定されている項目の課税サービスを提供し、且つ営業税発票を発行している際に、以下の二つの状況が発生した場合には、2014年3月31日前に、主管税務機関に営業税赤字発票(即ち、収入相殺)の発行を申請することは可能である。一方、赤字増値税専用発票を発行することはできない(貨物輸送業増値税専用発票を含む)。

- ▶ サービス中止、返金、誤った発票を発行する等の状況
- ▶ 発票廃棄の条件に満たない状況

改めて営業税発票を発行する必要がある場合、納税者は2014年3月31日前に、主管税務機関に発行申請することは可能であるが、増値税専用発票あるいは貨物輸送業増値税専用発票を発行することはできない。

増値税管理システムの使用

39号通達では、異なるサービス業に従事する増値税一般納税者は異なる増値税管理システムを使用し、発票を発行すべきであるとしている。関連規定は以下の通りである。

増値税一般納税者の従事する業務種類	使用している税務管理システム	税務管理システムが発行する発票種類
貨物輸送業	貨物輸送業増値税専用発票管理システム	貨物輸送業増値税専用発票
貨物輸送サービス以外のその他増値税課税サービス	増値税不正防止および管理システム	増値税専用発票或いは増値税普通発票
自動車(中古自動車を除外)小売業務	自動車販売統一発票管理システム	自動車販売統一発票

増値税専用発票の発行限度額の上限に関する審査

増値税一般納税者は区県における税務機関に発行限度の上限を申請すべきである。主管税務機関は納税者の申請を受けた後、必要に応じて現地審査を実施する。

税務機関は納税者の実際の生産経営及び販売状況に基づき、増値税専用発票の発行限度の上限を審査する。

施行日

39号通達は2013年8月1日から施行され、同時に以下の通達及び規定は廃止される。

- ▶ 国税発[2006]156号(即ち、『増値税専用発票使用規定』の修正に関する通達)
- ▶ 国家税務総局公告「2011」77号(以下、「77号公告」、即ち、営改増試行の徴収管理問題に係る公告)
- ▶ 国家税務総局公告「2012」42号(以下、「42号公告」、即ち、北京等の八省市営改増試行の徴収管理問題に係る公告)

所見

財税「2013」37号(即ち、全国で交通輸送業及び部分現代サービス業営業税から増地税への試行税收政策の通知)では、増値税改革試行が2013年8月1日より全国展開されるとある。

以前に発表された77号公告及び42号公告では、関連税收徴税管理問題については、増値税発票及び税務コントロールシステムにかかわる規定は、上海及びその他八箇所試行地域のみ適用されるとあったのに対し、国家税務総局が発表した39号通達ではより広範囲に適用される。

39号通達は増値税発票及び税務管理システムの使用に対して規定している。大部分が上述した二つの通達の内容を踏襲したものとなっているが、一部は新規規定が追加されている。

税務コンプライアンスリスクを軽減するためにも、39号通達の主要内容を十分に把握し、要求事項に対して理解を深めることを推奨する。

2. その他の通達

- ▶ 増値税納税申告調整の関連事項に関する通達(国家税務総局公告[2013]32号)
- ▶ 納税者識別番号コードの標準化に関する通達(税総発[2013]41号)
- ▶ 増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する通達(国家税務総局公告[2013]33号)
- ▶ 「税收違法事例における発票に対する協力調査管理弁法(試行)」に関する通達(税総発[2013]66号)
- ▶ 「2013年税收減免統計調査の実施方案」に関する通達(税総発[2013]51号)
- ▶ 「税收証明書管理弁法」の実施による若干の問題に関する通達(国家税務総局公告[2013]34号)
- ▶ 土地付加価値税の徴税管理業務の改善に関する通達(税総発[2013]67号)

商務法規

1. クロスボーダー人民元決済の業務フローの簡素化及び関連の政策改善についての通達

概要

クロスボーダー人民元決済の効率性を更に高めるため、2013年7月5日に、中国人民銀行は「クロスボーダー人民元決済の業務フローの簡素化及び関連の政策改善についての通達」(以下、「通達」)を公表した。当該通達は公布日より施行される。

通達の主な内容は下記の通りである。

経常項目に係るクロスボーダー人民元決済業務について

- ▶ 国内の銀行は規定された原則に基づき、企業(輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト(以下、「リスト」)に掲載される企業を除く)が提出する業務証憑もしくは「クロスボーダー人民元決済の受取・支払に関する説明書」によって直接クロスボーダー人民元の決済手続きを行うことができる。
- ▶ 企業が経常項目に係る人民元決済資金を自動的に入金させる必要がある場合、国内の銀行は先に入金手続きを行い、その後関連取引の真実性審査を行うことができる。
- ▶ 国内銀行によるクロスボーダー人民元貿易融資業務の展開が推奨される。国内銀行はクロスボーダー人民元による貿易融資資産のクロスボーダー譲渡業務を行うことができる。
- ▶ リストに掲載されている企業が経常項目に係るクロスボーダー人民元の決済業務手続を行う際に、国内銀行は銀弁函[2012]381号通達(以下、「381号通達」)、即ち「輸出貨物貿易人民元決済企業の重点監督管理リストに関する書簡」において規定された原則に基づき、厳格に業務の真実性審査を行わなければならない。

銀行カード用の人民元口座におけるクロスボーダー決済業務について

- ▶ 銀行カード用の人民元口座内での取引に係る銀行間クロスボーダー決済業務は、国内で設立した人民元業務資格を有する銀行カード決済機構(以下、「国内銀行カード決済機構」)により、国外の人民元業務決済銀行もしくは国内の代理銀行を通じて関連の手続きを行わなければならない。

- ▶ 当該通達では銀行カードを発行する銀行、国内受取機構(即ち、商品販売もしくはサービス提供を行ってクレジットカードやデビットカードによって支払を受ける顧客に対して、銀行カードでの取引資金決済サービスを提供する銀行あるいは金融機関)及び国内銀行カード決済機構間で行われる決済業務に使用すべき通貨についても規定される。

国内の非金融機関による人民元の国外貸付業務について

- ▶ 国内の非金融機関は、国内銀行に人民元国外貸付の決済業務手続を申請することができる。下記の条件を満たす国内の非金融機関は、人民元資金プーリングの方法により国内銀行に人民元資金プーリングの国外貸付決済業務手続を申請することができる。
 - ▶ 出資持分関係を保持する、もしくは同一親会社により支配される場合
 - ▶ メンバー機構のひとつの会社とそのグループ地域統括もしくは投資管理機能を担当する場合
- ▶ 国内銀行は国内の非金融機関が提出した人民元国外貸付業務の申請資料を厳格に審査した後、当該機関にクロスボーダー人民元決済業務手続を行う。
- ▶ 人民元国外貸付業務を行う国内の非金融機関は、中国人民銀行令[2003]5号(以下、「5号令」、即ち「人民元の銀行決済口座に係る管理弁法」)等の銀行決済口座の管理規定に基づき、国内銀行に人民元専用の人民元国外貸付用預金口座の開設を申請することができる。
- ▶ 国内の非金融機関は国外に対する貸付の利率、期限及び用途は、商業原則に基づき、貸し手借り手双方が協議のうえ、合理的な範囲内で決定される。
- ▶ 人民元国外貸付は貸付用の人民元専用の預金口座を通じて、人民元で回収しなければならない。また、回収する金額は貸付の金額及び利息、国内の所得税、関連費用等の合理的な収入総額を上回ってはならない。

国内の非金融機関による国外での人民元債券の発行について

- ▶ 5号令等の銀行決済口座に関する管理規定に基づき、国内の非金融機関は国内銀行に人民元専用預金口座の開設を申請し、人民銀行によって承認された国外から払い込まれる債券募集資金の入金に使用することができる。
- ▶ 当該口座の預金利率は人民銀行によって公表された当座預金の利率に基づき実施しなければならない。資金は債券募集説明書に記載された範囲内で厳格に使用しなければならず、その他の用途に流用してはならない。

国内の非金融機関による人民元での外貨担保について

- ▶ 国内の非金融機関は「物権法」、「担保法」等の法律規定に基づき、国外で人民元担保を提供することができる。
- ▶ 国内の非金融機関は国外で担保を履行するために人民元を使用する場合、国内銀行が真実性審査を行った後、人民元決済手続を実施することができる。
- ▶ 担保を履行する際に、関連の代金は国内の非金融機関が国外に留保している人民元資金で直接支払うことができる。

所見

中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行監督管理委員会公告[2009]10号(即ち、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」)に従い、2009年7月1日より、試行地域の企業は試行銀行を通じてクロスボーダー取引に係る人民元決済業務を行うことができる。2011年に銀発[2011]203号通達(即ち、「クロスボーダー貿易人民元決済可能地域の拡大に関する通達」)の公表により、試行地区は全国範囲に拡大された。その後、人民元のクロスボーダー決済業務の規模が急速に発展し、人民元は国際決済貨幣としての魅力的なものとなってきている。

銀行及び企業の人民元によるクロスボーダー決済の利便性を向上させるために、中国人民銀行は通達を公表して、経常項目における人民元決済業務、銀行カード人民元口座のクロスボーダー決済業務及び国内の非金融機関による人民元国外貸付業務、国外における人民元債券の発行業務及び国外での人民元担保業務等の銀行業務プロセスを簡素化した。当該通達では、一定の条件を満たす国内の非金融機関は人民元資金プーリングの方法で国内銀行に人民元資金プーリングの国外貸付決済業務手続を申請することができる」と規定される。これによって大手企業の人民元の国外貸付はより便利なものとなった。

当該通達では、人民元銀行の各支店・機構は人民元クロスボーダー受取・支払に係る情報管理システムを十分に利用して、情報のモニタリング・分析を適切に遂行し、定期的に銀行及び企業のクロスボーダー人民元業務の展開状況に対してオフサイト・モニタリングを行い、リスクを防止しなければならないこと、及び必要に応じて現場検査を行うことを強調している。

関連企業及び個人は当該通達に記載されている新しいプロセス・規定を精読し、適宜対応すべきである。もし何か不明な点があれば、専門家にお問い合わせを行うことをお勧めする。

2. その他の通達

- ▶ 海峡兩岸サービス貿易協議
- ▶ 「中華人民共和國文物保護法」等の12の法律改正に関する決定(主席令[2013]5号)

税関法規

1. 中華人民共和國税関の平潭総合試験区に対する監督弁法(試行)(税関総署令「2013」208号)
2. 中華人民共和國税関の横琴新区に対する監督弁法(試行)(税関総署令「2013」209号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834
小谷 将也 監査
Kotani.masaya@cn.ey.com +86-10-5815-2225
平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榊原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド・ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケティング本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131
松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケティング本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000082

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china